

## 過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る 検討会報告書（案）のポイント

### 過重労働・メンタルヘルスの現状

労働時間が長短両極へ二分化し、働き盛り層で時間外労働が増加。

過重労働による脳・心疾患の労災認定件数が年間310件以上。

自殺者が年間3万人。うち9千人が労働者。

精神障害の労災認定件数が年間100件以上。

➡ **過重労働・メンタルヘルス対策の強化が必要**

### 取り組むべき対策の方向

#### 過重労働による健康障害防止対策

- ・ 脳心臓疾患の発症リスクが高まった場合の医師による面接指導の実施を制度化すべき。

月100時間を超える時間外労働をやむなく行った場合

労働者自身が健康に不安を感じた場合、周囲の者が異常を疑った場合 等

#### メンタルヘルス対策

- ・ 上記の面接指導において、メンタルヘルス面についてもチェックを行うようにすべき。
- ・ 労働者本人又は家族や職場の同僚等が不調を疑った場合、相談等事業場内外での対応が必要。
- ・ 労働者の教育、管理監督者に対する研修、相談体制の整備などの措置が不可欠。

#### 体制の整備

- ・ 産業医、産業保健スタッフの資質の向上等による体制の整備が不可欠。
- ・ 衛生委員会等の活用による自主的取組が重要。
- ・ 家族を通じたメンタルヘルス対策を、地域と職域が連携して進めることが必要。

